

## ○学校法人大東文化学園安全互助会規則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）は、学園が設置する学校に学ぶ学生及び生徒（以下「学生・生徒」という。）の福利及び厚生を増進を図ることにより、学生・生徒が安心して勉学に勤しめる環境を確保し、もって学校教育を円滑に実施するため、学校法人大東文化学園安全互助会（以下「安全互助会」という。）を設ける。

2 安全互助会の事務局は、東京都板橋区高島平1丁目9番1号学校法人大東文化学園内に置く。

#### (目的)

第2条 この規則は、安全互助会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、次条に定める学校に在学する学生・生徒の負傷、疾病、障害及び死亡又は経済的困窮（以下「事故等」という。）に対する扶助事業並びに学校施設・設備の充実のための助成事業等に関し必要な事項について定める。

#### (学校の定義)

第3条 この規則において、学校とは、学園が設置する大東文化大学（以下「大学」という。）及び大東文化大学第一高等学校（以下「高校」という。）をいう。

#### (適用の対象及び範囲)

第4条 この規則は、大学及び高校に在学する学生・生徒について、原則として、その者が学校の管理下にあるときの事故等並びに学生・生徒の福利及び厚生を増進に寄与する学校施設・設備の充実のための助成等に対し適用する。

2 学校の管理下とは次に掲げる場合とする。

- (1) 教育課程に基づく授業を受けているとき
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき
- (3) 休憩時間中その他学長、校長の指示、承認に基づいて学校にあるとき
- (4) 寄宿舎（寮）にあるとき
- (5) 通常の経路方法により通学するとき及びこれに準ずるとき
- (6) 前各号のほか、会長がこれに準ずるものと認めるとき

### 第2章 役員等

#### (役員)

第5条 安全互助会に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長とし、学校法人大東文化学園安全互助会理事会（以下「理事会」という。）において、理事の互選により選任する。

（理事）

第6条 前条第1項第1号に定める理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学園理事長が推薦する者 1人

(2) 大学学長が推薦する者 1人

(3) 学園事務局長

(4) 大学学務局長

(5) 高校校長

(6) 大学青桐会会長

(7) 高校PTA会長

2 前項各号に定める理事は、学園理事長が委嘱する。

（監事）

第7条 第5条第1項第2号に定める監事は、学校法人大東文化学園理事会（以下「学園理事会」という。）において選任する。

2 監事は、安全互助会の理事又は学校法人大東文化学園安全互助会運営審議会（以下「運営審議会」という。）の委員を兼ねることはできない。

（任期）

第8条 第6条第1項第1号及び第2号に定める理事並びに監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第6条第1項第3号から第7号までに定める理事の任期は、その者が当該職にある期間とする。

3 役員が欠けたときは、1か月以内に、これを補充しなければならない。

4 役員が欠けたときの補充による後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を遂行しなければならない。

（職務）

第9条 会長は、安全互助会を代表し、安全互助会の業務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規則の定め及び理事会の議決に基づき、安全互助会の業務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 安全互助会の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 安全互助会の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、安全互助会の業務又は財産に関して、不正の行為又は法令若しくはこの規則に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを学園理事会に報告すること
  - (4) 安全互助会の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(顧問)

第10条 安全互助会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の推薦に基づき、理事会の承認を得て、学園理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、安全互助会の運営等について、会長の諮問に応じ、意見を述べる。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総数の4分の3以上の議決を経て、学園理事会の承認を得て、これを解任することができる。

- (1) 法令又はこの規則の定め著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

### 第3章 理事会

(設置)

第12条 安全互助会に、安全互助会の組織及び運営に係る事項を審議するとともに、事業を円滑に実施するため、理事会を置く。

(構成)

第13条 前条に定める理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。
- 3 理事会が必要と認めるときは、理事会構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴

くことができる。

4 理事会に幹事を置き、会長が指名する学園職員をもってこれに充てる。

(権能)

第14条 理事会は、この規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 各事業年度の事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (2) 各事業年度の事業報告書及び収支決算報告書
- (3) 見舞金及び弔慰金の給付、生活維持資金の貸付並びに各種の助成等に関する事項
- (4) 会費の額
- (5) 積立金の運用に関する事項
- (6) 借入金に関する事項
- (7) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- (8) この規則その他細則等の制定及び改廃
- (9) 前各号に定めるもののほか、安全互助会の運営及び業務の執行に関する重要な事項

(開催)

第15条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第9条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第16条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定により、理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 会長が前項の規定による理事会を招集しない場合は、理事会の招集を請求した理事全員が連名で、又は監事が代わって、これを招集することができる。
- 4 会長は、理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール、ファックス等をいう。）をもって、少なくとも7日前までに、理事及び監事に通知しなければならない。

(成立)

第17条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議長)

第18条 理事会の議長は、会長又は会長が指名する理事がこれにあたる。

(議決及び持回り議決)

第19条 理事会における議決事項は、第16条第4項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事総数の2分の1以上の賛同が得られた場合は、あらかじめ通知していない事項についても審議し、議決することができる。
- 3 理事会の議事は、理事総数の3分の2以上の賛成をもって議決する。
- 4 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって表決し、又は書面により他の理事に表決を委任することができる。
- 5 緊急を要する事項について、会長から全理事に書面等により通知し、賛否を求めた場合は、書面等による理事総数の3分の2以上の賛否をもって、理事会の議決とすることができる。
- 6 第4項の規定により表決した理事にあっては、第17条、この条及び第21条第1項の規定の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。

(表決権)

第20条 各理事の表決権は、平等とする。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者がある場合は、その旨を付記すること。）
  - (3) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過概要及び議決の結果
  - (6) 前各号に定めるもののほか、議長が特に議事録に留めることを求めた事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された2人以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。
  - 3 第19条第5項の規定による議決の場合は、会長が全理事に通知した事項及び通知から

表決までの経緯並びに各理事の表決結果及び付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、会長及び会長が指名する理事2人が署名、押印しなければならない。

(議事録の保管及び閲覧)

第22条 前条に定める議事録は、事務局において保管し、会員及び関係者は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

#### 第4章 運営審議会

(設置)

第23条 安全互助会に、安全互助会の運営及び事業に関する重要な事項を審議するとともに、会長からの諮問事項について検討し、助言等を行うため、運営審議会を置く。

(構成等)

第24条 前条に定める運営審議会は、次の各号に掲げる運営審議会委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 大学学長が推薦する大学の教育職員 3人
- (2) 学園理事長が推薦する事務職員 1人
- (3) 学園事務局長が推薦する事務局所属の事務職員 1人
- (4) 大学学務局長が推薦する学務局所属の事務職員 1人
- (5) 高校校長が推薦する高校の教育職員 1人
- (6) 大学学生支援センター事務室長
- (7) 高校事務室長又は事務長
- (8) 大学学生支援センター事務室学生支援課長
- (9) 大学学生支援センター事務室東松山学生支援課長
- (10) 大学青桐会会長が推薦する青桐会役員及び職員 各1人
- (11) 高校PTA会長が推薦するPTA役員 1人

2 前項各号に定める委員は、学園理事長が委嘱する。

3 監事は、運営委員会の会議（以下この章において「会議」という。）に出席し、意見を述べることができる。

4 運営審議会の委員長が必要と認めるときは、運営審議会構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 運営審議会に幹事を置き、会長が指名する学園職員をもってこれに充てる。

6 この規則に定めるもののほか、運営審議会の運営等に関し必要な事項は、運営審議会に

諮り、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(任期)

第25条 前条第1項第1号から第5号まで、並びに同項第10号及び第11号に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第6号から第9号までに定める委員の任期は、その者が当該職にある期間とする。

3 委員が欠けたときの補充による後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任の委員が就任するまでの間は、その職務を遂行するものとする。

(委員長及び副委員長)

第26条 運営審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、運営審議会の事務を統括し、掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(諮問事項の審議)

第27条 会長は、この規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、運営審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 各事業年度の事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 各事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び収支計算書（以下「財務諸表」という。）、及び収支決算報告書

(3) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

(4) 安全互助会の業務方法書の変更

(5) この規則その他細則等の制定及び改廃

(6) 前各号に定めるもののほか、安全互助会の運営及び業務に関する重要な事項

2 運営審議会は、前項各号に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要と認めるものについて、会長に対し意見を具申することができる。

(招集)

第28条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、委員総数の3分の1以上の委員から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、会議の招集の請求があったときは、その請求があった日から7日以内に、これを招

集しなければならない。

- 3 会長は、会議を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも7日前までに、委員及び監事に通知しなければならない。

(成立)

第29条 会議は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議長)

第30条 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(議決)

第31条 会議における議決事項は、第28条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成によって議決する。
- 3 やむを得ない事由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって表決し、又は書面により他の委員に表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した委員にあつては、第29条、この条及び次条第1項の規定の適用については、これを会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者がある場合は、その旨を付記すること。）
  - (3) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過概要及び議決の結果
  - (6) 前各号に定めるもののほか、議長が特に議事録に留めることを求めた事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された2人以上の議事録署名人が署名、押印しなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局長及び事務局職員)

第33条 安全互助会の事務局に、事務局長その他若干名の職員を置く。

(職務)



第34条 事務局長は、会長の指示を受けて、事務局を統率し、業務を執行する。

2 事務局職員は、事務局長の指揮監督の下に、安全互助会の日常業務並びに理事会及び運営審議会の事務を処理する。

3 事務局の業務及び事務の処理は、この規則に則って行うものとする。

#### 第6章 会員及び会費

(会員資格の取得)

第35条 安全互助会の会員は、大学及び高校に在学する学生・生徒とし、次条に定める会費を納入することによって、その資格を取得する。

(会費)

第36条 会員は、安全互助会の業務に要する費用として、年額1,800円の会費を納入しなければならない。

2 当該年度分の会費は、年度の始めに納入する。

3 いったん納入された会費は、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第37条 学生・生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の翌日から、会員の資格を喪失する。

(1) 学生・生徒が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 学生・生徒が卒業、退学、転学、除籍その他学籍を喪失したとき。

#### 第7章 事業等

(事業)

第38条 安全互助会は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 会員が学校の管理下において、災害等を受けた場合の負傷、疾病に対する医療見舞金の給付に関する事業

(2) 会員の後遺障害に対する障害見舞金の給付に関する事業

(3) 会員の死亡に対する死亡弔慰金の給付に関する事業

(4) 会員の福利及び厚生を増進に寄与する学校施設・設備の充実のための助成等に関する事業

(5) 前各号に定めるもののほか、第1条に定める安全互助会の趣旨に合致する事業

2 この章に定めるもののほか、安全互助会の事業の実施に関し必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

(他の法施行令の準用)

第39条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第1項及び第2項各号の規定は、安全互助会の業務について準用する。この場合において、「文部科学省令」とあるのは「学園理事長」と、「児童生徒等」とあるのは「学生・生徒」と、「校長」とあるのは「学長又は校長」と、「5,000円」とあるのは「3,000円」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第8章 見舞金等の給付の内容及び制限

(給付の内容)

第40条 第38条第1項第1号から第3号に規定する事業は、それぞれ当該各号に掲げる額を支給して行う。

### (1) 医療見舞金（第38条第1項第1号関係）

イ 同一の負傷又は疾病に関し、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第63条第1項各号に掲げる療養及び第88条第1項に規定する指定訪問看護（以下「療養」という。）並びに第63条第2項に規定する食事療養に要する費用、同法第76条第2項、第86条第2項第1号及び第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額（定めがない場合は、現に要した費用の範囲内で安全互助会が必要と認めた額とする。）に、10分の3を限度として乗じた額及び入院時の食事療養を受けた日数に同法第85条第2項に規定する標準負担額に相当する額

ロ 療養等に関連する費用

- ① 文書証明手数料 実費。ただし、災害に係る医療見舞金等の請求に使用するものに限る。
- ② 治療用装具に関する費用 災害等に起因する治療において、医師が必要と認め、その指示により装着した治療用装具の費用から、医療保険金及び医療費等により支給された額を控除した額。ただし、50,000円を限度とする。
- ③ 患者移送の費用 実費。ただし、災害発生時に対応した本学園の教職員等により、医療機関への移送が必要と判断されたものに限る。
- ④ メガネ等の修理又は購入の費用 実費。ただし、医師の指示に基づき、日常生活に必要不可欠な装具として使用するものに限り、50,000円を限度とする。
- ⑤ 歯科診療及び治療の費用 保険外診療（いわゆる自由診療）の場合は前歯部（上下各6本）に係る費用、保険診療の場合は自己負担分。ただし、それぞれ1本30,000円を限度とする。

### (2) 障害見舞金（第38条第1項第2号関係） 別表1の障害等級表に定める額

(3) 死亡弔慰金（第38条第1項第3号関係） 4,000,000円

2 第4条第1項の定めにかかわらず、学校の管理下以外において災害を受けた場合については、それぞれ当該各号に掲げる額を支給して行う。ただし、医療見舞金及び療養等に関連する費用に対して支給する額は、総額150,000円を上限とする。

(1) 医療見舞金

イ 医療見舞金 前項第1号イの規定を準用する。ただし、食事療養に係る標準負担額に相当する額は支給しない。

ロ 療養等に関連する費用

① 治療用装具に関する費用 前項第1号ロ②の規定を準用する。

② 患者移送の費用 前項第1号ロ③の規定を準用する。

③ 歯科診療及び治療の費用 歯・口のけがに係る保険診療の自己負担分に限る。

(2) 障害見舞金 前項第2号の規定を準用する。

(3) 死亡弔慰金 700,000円

3 前2項に定める給付金は、医療機関等の証憑書類等（治療中に虫歯等の治療を並行して受けた場合は、その分の診療報酬請求点数を控除した点数が記載された「医療等の状況」を含む。）又は死亡を証明する書類に基づいて支給する。

4 給付金の給付は、事務局が請求を受け付けた日の翌月末日までに、ゆうちょ銀行口座に振り込むことによって、これを行う。ただし、その日が休日等に当たる場合は翌日とする。

5 安全互助会において給付金の支払請求に応じられない決定をしたときは、会長による理由を付した文書を経由機関の長に通知し、経由機関の長はこれを受給者に伝達しなければならない。

6 医療見舞金等に係る請求書等様式は、別表2のとおりとする。また、各給付を受ける場合の必要書類は以下に掲げる書類の他、窓口（診療所・保健室）が必要としたものとする。なお、医療機関発行の領収書以外の物は、安全互助会が定める様式とする。

(1) 医療見舞金

医療機関発行の領収書原本及び医療等の状況等

(2) 障害見舞金

医療機関作成の障害報告書及び障害見舞金支払い請求書等

(3) 死亡弔慰金

死亡診断書の写し又は死体検案書の写し、死亡弔慰金請求書及び死亡報告書

（医療見舞金の月額限度額及び標準負担額）

第41条 医療見舞金は、1回の申請金額が医療に係る自己負担金額900円以上のものを対象として支給し、支給月額限度額は、別表3の定めるところによる。

2 医療見舞金については、会員の同一の負傷又は疾病について、在学中の療養に要した費用のうち、1年以内の療養に要した費用を支給する。

(給付の控除)

第42条 会員の災害等については、会員が法令の規定により国又は地方公共団体の負担において、療養若しくは療養費の給付を受け、又は補償若しくは給付を受けたとき、又は学生にあっては、公益財団法人日本国際教育支援協会「学生教育研究災害傷害保険」による医療保険金、生徒にあっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」による医療費等の給付を受けたときの医療見舞金の額は、その受けた額を安全互助会が支給する医療見舞金の額から差し引いた額を支給する。

(給付の制限)

第43条 会員が、犯罪行為及び重大な過失、又は自己の故意により負傷若しくは疾病したときは、当該負傷又は疾病に係る医療見舞金及び障害見舞金の給付は、これを行わない。

2 医療見舞金は、会員に係る同一の負傷又は疾病に関し在学中の療養に要した費用を対象として支給する。

3 会員が、医療見舞金を受ける事由が第三者の行為によって生じ、会員が第三者から当該災害等に係る損害賠償を受けたときは、その損害賠償額に応じて医療見舞金の給付を制限することができる。

4 非常災害（風水害、震災、事変その他の非常災害であって、当該非常災害が発生した地域の多数の住民又は通行人が被害を受けたものをいう。）及び航空機の墜落や列車の脱線・衝突事故等による災害の場合は、医療見舞金、障害見舞金及び死亡弔慰金の給付は、これを行わない。ただし、理事会が特にその給付を認めた場合は、この限りでない。

(受給権の消滅)

第44条 医療見舞金、障害見舞金及び死亡弔慰金の給付を受ける権利の消滅日は、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 医療見舞金

申請開始月の24か月後の末日。ただし、会員資格を喪失した場合、会員資格喪失後6か月を経過した日

(2) 障害見舞金

負傷若しくは疾病が治癒した日又は症状が固定した日の24か月後の末日。ただし、

会員資格を喪失した場合、会員資格喪失後2年を経過した日

(3) 死亡弔慰金

死亡した日の1年後の翌日

2 前項各号において、消滅日が学園の定める休日に当たるときは翌日とする。

(死亡弔慰金の給付)

第45条 死亡弔慰金は、死亡した会員の父母その他保護者からの申請に基づき、理事会において決定し、これを支給する。

第9章 財務及び会計

(事業年度)

第46条 安全互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(予算及び決算)

第47条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、理事会の議を経て、学園理事会に報告しなければならない。これらに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 会長は、毎事業年度、財務諸表を作成して、これに予算の区分に従って作成した当該事業年度の決算報告書及び監査報告書を添付し、毎事業年度終了後2か月以内に、これを運営審議会に提出し、その意見を聴かなければならない。

3 会長は、財務諸表、決算報告書及び監査報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に、これを学園理事会に報告しなければならない。

4 安全互助会は、第2項の規定による財務諸表を事務局に備えつけて置くものとする。

(利益及び損失の処理)

第48条 安全互助会は、毎事業年度の収支計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として処理する。

2 安全互助会は、毎事業年度の収支計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額処理し、なお不足があるときは、その不足額を繰越欠損金として処理する。

(一時借入金)

第49条 安全互助会は、学園理事長の許可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還するものとする。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、学園理事長の許可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、1年以内に償還しなければならない

い。

(積立金の運用)

第50条 安全互助会は、次の各号に定める方法によるほか、その業務上の積立金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他これに相当する確実な有価証券の購入
- (2) 銀行への預金又は郵便貯金

2 前項第1号に定める有価証券による運用については、学園の「有価証券の運用基準」に準拠し、これを行うものとする。

(会計に関し必要な事項)

第51条 この章に定めるもののほか、安全互助会の会計に必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

## 第10章 規則の改正及び解散

(規則の改正)

第52条 この規則の改正は、会長が運営審議会に諮り、理事会の議決を経て、学園理事会の承認を得て、これを行う。

(安全互助会の解散)

第53条 安全互助会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 理事会の決議
- (2) 目的とする事業の実施の不能
- (3) 会員の欠亡

2 安全互助会を解散するときは、会長が解散日を定めて、運営審議会に諮り、全理事の同意を得て、学園理事会の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 安全互助会が解散したときに残存する資産及び財産は、学校法人大東文化学園に寄附するものとする。

## 第11章 雑則

(学園諸規則の準用)

第55条 学園の人事、職制及び管理等に関する規定は、安全互助会の運営等について準用する。

(細則)

第56条 この規則を施行するにあたって必要な細則は、運営審議会に諮り、理事会の議決

を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規則は昭和38年7月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日）

附 則（昭和42年4月1日）

附 則（昭和44年4月2日）

附 則（昭和45年4月1日）

附 則（昭和56年2月19日）

この規則は昭和56年2月7日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日）

この規則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月27日）

この規則は昭和57年9月27日から施行する。

附 則（昭和59年5月28日）

この規則は昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月30日）

この規則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月28日）

この規則は平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月27日）

この規則は平成3年3月1日から施行する。

附 則（平成3年3月27日）

この規則は平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月26日）

この規則は平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月17日）

この規則は平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月2日）

この附則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月29日）

この附則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月4日）

この附則は、平成8年6月1日に遡り適用する。

附 則（平成10年3月26日）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

改正 平成13年3月21日

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 削除

附 則（平成11年5月26日）

この規則は、平成11年5月26日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定は平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月21日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 削除

附 則（平成15年3月19日）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月21日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月19日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



附 則（平成25年2月27日）

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この規則は、平成27年3月18日から施行する。ただし、改正後の別表1は平成27年1月1日に遡り適用する。

附 則（平成29年2月22日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月7日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表1

障害等級表 金額欄（ ）内は、学校の管理下以外の額

等級	金額	障害
第1級	5,660,000円 (2,830,000円)	1 両眼が失明したもの
		2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
		3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
		5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
		6 両上肢の用を全廃したもの
		7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
		8 両下肢の用を全廃したもの
第2級	5,040,000円 (2,520,000円)	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
		2 両眼の視力が0.02以下になったもの
		3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
		4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を

		要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	4,400,000円 (2,200,000円)	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身 労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に 服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	3,060,000円 (1,530,000円)	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	2,560,000円 (1,280,000円)	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に 軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な 労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	2,120,000円 (1,060,000円)	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解すること ができない程度になったもの

		<p>4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の二関節の用を全廃したもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の二関節の用を全廃したもの</p> <p>8 一手の五本的手指または母指を含み四本的手指を失ったもの</p>
第7級	1,780,000円 (890,000円)	<p>1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 一手の母指を含み三本的手指又は母指以外の四本的手指を失ったもの</p> <p>7 一手の五本的手指又は母指以外の四本的手指の用を廃したもの</p> <p>8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	1,040,000円 (520,000円)	<p>1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの</p>

		<p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 一手の母指を含み二本の手指又は母指以外の三本の手指を失ったもの</p> <p>4 一手の母指を含み三本の手指又は母指以外の四本の手指の用を廃したのもの</p> <p>5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したのもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したのもの</p> <p>8 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 一足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	820,000円 (410,000円)	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 一眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>9 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 一手の母指又は母指以外の二本の手指を失ったもの</p> <p>13 一手の母指を含み二本の手指又は母指以外の三本</p>

		<p>の手指の用を廃したもの</p> <p>14 一足の第一の足指を含み二本以上の足指を失ったもの</p> <p>15 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>17 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	600,000円 (300,000円)	<p>1 一眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 正面視で複視を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 十四歯以上に歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 一手の母指又は母指以外の二本の手指の用を廃したもの</p> <p>8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9 一足の第一の足指又は他の四本の足指を失ったもの</p> <p>10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	440,000円 (220,000円)	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 十歯以上に歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普</p>

		<p>通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>9 一足の第一の足指を含み二本以上の足指の用を廃したのもの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>312,000円 (156,000円)</p>	<p>1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 一手の小指を失ったもの</p> <p>10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したのもの</p> <p>11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二本の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三本の足指を失ったもの</p> <p>12 一足の第一の足指又は他の四本の足指の用を廃したのもの</p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>14 外貌に醜状を残すもの</p>
第13級	<p>210,000円 (105,000円)</p>	<p>1 一眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>3 正面視以外で複視を残すもの</p>

		<p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>7 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>10 一足の第三の足指以下の一本又は二本の足指を失ったもの</p> <p>11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二本の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三本の足指の用を廃したもの</p>
第14級	122,000円 (61,000円)	<p>1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>6 一手の母指以外の指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>8 一足の第三の足指以下の一又は二本の足指の用を廃したもの</p> <p>9 局部に神経症状を残すもの</p>
<p>※備考 等級の決定に際しては独立行政法人日本スポーツ振興センター障害等級認定の基準に関する規程を準用する。</p>		

別表 2

医療見舞金等に係る請求書等様式

医療見舞金支払請求書	第1号様式の1
災害報告書	第1号様式の2
医療等の状況	第1号様式の3
医療等の状況（歯科用）	第1号様式の5
医療等の状況（整骨院・接骨院用）	第1号様式の6
訪問看護明細書	第1号様式の7
移送明細書	第1号様式の8
災害継続報告書	第1号様式の9
調剤報酬明細書	第1号様式の10
治療用装具明細書	第1号様式の11
標準報酬月額に関する証明書	第1号様式の12
障害見舞金支払請求書	第2号様式の1
障害報告書	第2号様式の2
死亡弔慰金支払請求書	第3号様式の1
死亡報告書	第3号様式の2
メガネ等修理購入明細書	第4号様式の1

別表3（第41条関係）

医療見舞金1月当たり支給限度額

収入の条件		月単位の支給限度額	多数回利用 ※3
健康保険加入の 場合 ※1	国民健康保険加 入の場合 ※2		
83万円以上	901万円超の世帯の人	25万2600円＋（医療費－84万2000円） ×1% ※管理下以外の場合は上限15万円	14万100円
53万円以上～83万円未満	600万円超～901万円以下の世帯の人	16万7400円＋（医療費－55万8000円） ×1% ※管理下以外の場合は上限15万円	9万3000円
28万円以上～53万円未満	210万円超～600万円以下の	8万100円＋（医療費－26万7000円）× 1%	4万4400円



	世帯の人		
28万円未満	210万円以下の 世帯の人	5万7600円	4万4400円
住民税非課税		3万5400円	2万4600円

- ※1 標準報酬月額により算定
  - ※2 基礎控除後の総所得金額等の合計額より算定
  - ※3 直近12カ月間に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の月単位の自己負担上限額
- ※ 医療見舞金のひと月の請求金額が35,400円を超える場合は、支給額を決定するにあたり、健康保険加入の場合は被保険者の「標準報酬月額証明書」、国民健康保険加入の場合は世帯主の「課税証明書」、または限度額認定証の写しを添付すること。